
◎開議の宣告

○議長 本日の会議に欠席の通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより平成29年第3回川西町議会定例会第18日目の会議を開きます。

(午前10時50分)

◎議事日程の報告

○議長 議事日程につきましては、お手元に配付しておきました印刷物のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

この際、私から報告いたします。

高橋照夫議員が、去る9月18日逝去されました。まことに哀悼、痛惜のきわみにたえません。

高橋照夫議員には、本町議会議員に当選されること5期18年に及び、その間、町政の進展に尽くされたご功績は、ご承知のとおりでございます。今後の町政運営にさらなるご活躍をご期待するところでまことに大きかっただけに、そのことを思うとき、悲しみにたえない次第であります。

ここに高橋照夫議員のご冥福をお祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

黙禱、始め。

黙禱を終わります。

ご着席願います。

本日の会議につきましては、産業厚生常任委員会委員長が逝去されたため、不在でありますので、その職務を副委員長、鈴木清左衛門君が行います。

◎議第58号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定につ

いてから議第57号 川西町後期高齢者医療特別会計補

正予算(第1号)までの付託議案の審査報告について

○議長 日程第1、議第58号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてか

ら議第57号 川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

当該7議案については、本定例会第1日目の9月5日本会議において、総務文教常任委員会及び予算特別委員会に審査を付託いたしましたものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題とするものであります。

なお、採決は、総務文教常任委員会及び予算特別委員会ごとに行いますのでご了承願います。

まず、総務文教常任委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

（総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇）

○総務文教常任委員会委員長 総務文教常任委員会付託議案審査報告をいたします。

平成29年9月5日、第3回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託された議案についての審査の経過と結果を次のとおり報告いたします。

- 1、審査日程については、記載のとおりでございます。
- 2、議案説明のため当局より出席した者、記載のとおりでございます。
- 3、付託議案、記載のとおりでございます。
- 4、付託された議案についての質疑並びに意見等の結果。

議第58号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

町立小学校の学区再編により、川西町立高山小学校及び川西町立東沢小学校を閉校することから、改正の旨の説明を受けた。

以上、1議案について当局の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。これをもって、本委員会に付託された議案の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長 総務文教常任委員会委員長の報告が終了いたしました。総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、正副委員長席にご着席ください。

委員会報告に対する質疑を許します。

（な し）

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、委員会報告に対する質疑を終結いたします。

総務文教常任委員会委員長及び副委員長は、自席にお戻りください。

委員会報告に対する討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

議第58号 川西町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、本議案について総務文教常任委員会委員長の報告は可決であります。総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、総務文教常任委員会委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長齋藤修一君。

(予算特別委員会委員長 齋藤修一君 登壇)

○予算特別委員会委員長 それでは、私から、川西町議会予算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月5日、議会定例会本会議において本特別委員会に付託されました議第52号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第4号)、議第53号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第54号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第55号 平成29年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第56号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議第57号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、以上6議案について、常任委員会を単位とする2つの分科会において示された日程に従い、関係課長等、職員の出席を求め、提出された関係諸資料を含め、詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。さらに、本日開かれた予算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された6議案はいずれも可決すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第52号 平成29年度川西町一般会計補正予算(第4号)、議第53号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議第54号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第55号 平成29年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議第56号 平成29年度川西町介護保険事業特別

会計補正予算（第2号）、議第57号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、分科会審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会主査報告書に記載しておりますので、今後、十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

また、議案審査に当たり、町当局より諸資料を提供いただき、効率的、効果的な審査にご協力をいただきました。

これで、予算特別委員会の報告を終わります。まことにありがとうございました。

○議長 予算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成29年度川西町各会計補正予算6議案につきましては、予算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

議第52号 平成29年度川西町一般会計補正予算（第4号）、議第53号 平成29年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第54号 平成29年度川西町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第55号 平成29年度川西町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第56号 平成29年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第57号 平成29年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上6議案について、予算特別委員会委員長の報告は6議案とも可決であります。予算特別委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

（起立全員）

○議長 全員ご起立。

よって、予算特別委員会委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第45号 平成28年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について
から議第51号 平成28年度川西町水道事業会計決算

の認定についてまでの付託議案の審査報告について

○議長 日程第2、議第45号 平成28年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第51号 平成28年度川西町水道事業会計決算の認定についてまでの付託議案の審査報告について、これを議題といたします。

この際、議員選出の高梨勇吉監査委員は監査委員席にご着席ください。

当該7議案につきましては、本定例会第3日目の9月7日、本会議において決算特別委員会に審査を付託したものであります。その審査結果について報告がありましたので、これを議題といたします。

決算特別委員会付託議案の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 淀 秀夫君。

(決算特別委員会委員長 淀 秀夫君 登壇)

○決算特別委員会委員長 川西町議会決算特別委員会の審査の報告を申し上げます。

本特別委員会に付託された議案を審査した結果について、次のとおり決定しましたので、川西町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

去る9月7日、議会定例会本会議において、本特別委員会に付託されました議第45号 平成28年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第46号 平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第47号 平成28年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第48号 平成28年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第49号 平成28年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第51号 平成28年度川西町水道事業会計決算の認定について、以上7議案について常任委員会を単位とする2つの分科会を設置し、示された日程に従い、町長、副町長、教育長初め関係課長等職員の出席を求め、平成28年度における主要な施策の成果及び予算実績報告書を中心に詳細な説明を聴取し、細部にわたる審査をいたしました。

さらに、本日開かれた決算特別委員会において、分科会の主査報告を受けた後、重ねて質疑を行い、慎重審査の結果、付託された7議案はいずれも認定すべきものと決定した次第であります。

決定の状況につきましては、議第45号 平成28年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第46号 平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第47号 平成28年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第48号 平

成28年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第49号 平成28年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第51号 平成28年度川西町水道事業会計決算の認定について、以上7議案につきましては、全員一致をもって認定すべきものと決定いたしました。

なお、分科会の審査の過程における町当局に対する意見等については、各分科会の主査報告書に記載されておりますので、今後十分ご検討の上、その実現についてしかるべくお取り計らってくださいますようお願いいたします。

また、決算審査に当たり、町当局には諸資料の提出をいただき、効率的、効果的な審査にご協力いただきましたことに感謝の意を表し、決算特別委員会の報告を終わります。

ありがとうございます。

○議長 決算特別委員会委員長の報告が終了いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております平成28年度川西町各会計決算認定7議案につきましては、決算特別委員会において十分な審議の上、決定されたものでありますので、この際、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

高梨勇吉監査委員は自席にお戻りください。

直ちに採決に入ります。

議第45号 平成28年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第46号 平成28年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第47号 平成28年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第48号 平成28年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第49号 平成28年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第50号 平成28年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議第51号 平成28年度川西町水道事業会計決算の認定について、以上7会計決算について、決算特別委員会委員長の報告は7会計とも認定とするものであります。

決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、決算特別委員会委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎議第60号 川西町パークゴルフ場建設工事変更請負契約の締結について

○議長 日程第3、議第60号 川西町パークゴルフ場建設工事変更請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては、当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項第2号の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第60号 川西町パークゴルフ場建設工事変更請負契約の締結について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容につきまして、吉田地域整備課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 吉田地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、議第60号 川西町パークゴルフ場建設工事変更請負契約の締結についてご説明申し上げます。

平成28年6月10日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西町パークゴルフ場建設工事について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- | | |
|----------|--|
| 1、契約の目的 | 川西町パークゴルフ場建設工事。 |
| 2、契約の方法 | 指名競争入札による契約。 |
| 3、契約の金額 | 変更前が金5億2,861万2,480円。
変更後が金5億2,582万680円。
比較 金279万1,800円の減額でございます。 |
| 4、契約の相手方 | 山形県東置賜郡川西町大字上小松988-1 |

株式会社 殖産工務所

代表取締役 伊藤一壽

平成29年 9月22日提出。

町長名でございます。

次に、2枚目の第2回 契約仮変更書をごらんください。

工事場所につきましては川西町大字上小松地内。

完成期日、平成29年10月10日。

変更前の請負代金に対する増減額。減額で、279万1,800円でございます。

内訳につきましては記載のとおりでございます。

その下段でございますが、川西町パークゴルフ場建設工事について、平成28年6月13日に締結した請負契約の内容を、本書のとおり契約を変更するをいたしまして、この契約は、契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものといたしてございます。

平成29年9月7日。

発注者住所につきましては、記載のとおりでございます。

次に、裏面の概要をごらんいただきたいと思えます。

1の変更金額につきましては、議案並びに契約書のとおりでございます。

次に、2の変更の概要であります。工種ごとに現場での再精査を行った結果、増額を行う工種といたしまして、1つ目は側溝工であります。駐車場の雨水排水を効率よく処理するため、既存のスキー場ロッジ周り等につきまして、設置延長の増工であります。

2つ目は、目隠しフェンス工を設置しておりますが、一部において傾斜地対応フェンスに変更したものであります。

3つ目は、附帯施設として利用者の利便性を図るため、場内案内看板等の増工であります。

続きまして、減額を行う工種といたしまして、1つ目は場内園路の舗装について、当初設計においては、カラー舗装で計上しておりましたが、工事費節減を図るため、普通舗装に変更したものであります。さらには、ジョギングコースの効率的な排水を考慮し、水路位置の変更により、表層であるゴムチップ舗装の面積を減工し、変更したものであります。

2つ目は、ジョギングコースの水路位置変更に伴い、縁石設置延長の減工を行ったものであります。

最後に3つ目は、休憩所において、インターロッキング舗装を計上しておりましたが、箇

所数の減によります面積の減工をしたものであります。

以上が変更内容の概要でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第13号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

○議長 日程第4、発議第13号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

(6番 橋本欣一君 登壇)

○6番 発議第13号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月22日提出でございます。

提出者、賛成者については記載のとおりでございます。

朗読の上、提案いたします。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書。

我が国の地球温暖化対策については、平成32年度及び32年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が、森林吸収源対策及び担い手の育成等山村対策に主体的に取り組むための恒久的・安定的な財

源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、『平成29年度税制改正大綱』において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る」との方針を示したところである。

もとより、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成29年度税制改正大綱において、「市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、「平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるための「全国森林環境税」の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日。

提出先につきましては、衆議院議長以下、記載のとおりでございます。

議長名でございます。

以上、提案いたします。

○議長 本案は議員提出議案でありますので、川西町議会運用例第2章第8項の規定により委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第14号 議員の派遣について

○議長 日程第5、発議第14号 議員の派遣について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者 齊藤智志君。

(7番 齊藤智志君 登壇)

○7番 発議第14号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月22日。

提出者、賛成者、記載のとおりでございます。

議員の派遣について。

本議会は、地方自治法第100条第13項及び川西町議会会議規則第127条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記。

1、山形県町村議会議長会主催町村議会議員研修会。

(1) 目的から(4)まで、記載のとおりでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎請願の審査報告

○議長 日程第6、請願の審査報告を行います。

請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願について。

本請願は、本定例会において総務文教常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長橋本欣一君。

(総務文教常任委員会委員長 橋本欣一君 登壇)

○総務文教常任委員会委員長 平成29年第3回川西町議会定例会本会議において、総務文教常任委員会に付託されました請願第2号の審査が終了しましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

本請願については、去る9月9日、議場において委員7名の出席と未来づくり課長ほか関係職員の出席を得て、慎重に審査検討いたしました。

本請願は、社会保障の抑制と地方財政の歳出削減が危惧されている中で、地域に必要とされる公共サービスを提供するため、平成30年度政府予算及び地方財政の検討に当たって、地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う一般財源総額及び社会保障予算を確保するとともに、小規模自治体に配慮した地方交付税の強化を図るべく、意見書の提出を求める趣旨のものであります。

審査に対し、委員からは、地方6団体の動きとも合致しており、納得できる内容であることから賛成であるとの意見が出されました。

本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第2号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願について、総務文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は委員長報告のとおり決定いたしました。

請願第3号 平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書提出方請願。

本請願は、本定例会において産業厚生常任委員会に審査を付託いたしましたものでありますが、このたび、その審査結果について報告がありましたので、議題とするものであります。

産業厚生常任委員会副委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員会副委員長鈴木清左衛門君。

(産業厚生常任委員会副委員長 鈴木清左衛門君 登壇)

○産業厚生常任委員会副委員長 委員長にかわりまして、副委員長の私から報告をさせていただきます。

請願の第3号でございます。平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書提出方の請願でございます。

審査の報告をいたします。

平成29年第3回川西町議会定例会本会議において、産業厚生常任委員会に付託されました請願第3号の審査が終了いたしましたので、その経過と結果につきましてご報告いたします。

本請願につきましては、去る9月11日、議場において、委員7名の出席と産業振興課長のほか関係職員の出席を得て、慎重に審査検討いたしました。

本請願は、米の需給と価格の安定は、生産者、消費者双方にとって重要であり、主食用米の生産を競争原理に委ねることなく、行政の積極的な関与と指導のもと、全ての産地生産者、集荷業者等によるオール日本で、需給調整に取り組んでいく必要があります。しかし、平成30年産以降の米政策の見直しについて、具体的な仕組みや必要な関連施策等がまだ明らかにされておらず、生産現場には、不安と動揺が広がっている状況にあることから、農業再生協議会がさらに機能を発揮できる環境の整備、水田活用の直接支払交付金の十分な予算の確保と恒久的な措置、廃止される米の直接支払交付金の財源の、水田農業政策の総合的な充実、強化の活用などについて、政府に対し意見書の提出を求める趣旨のものであります。

本委員会といたしましては、本請願は願意妥当であり、採択すべきものと決定いたしました。

以上、請願第3号の審査報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し、質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようですから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

お諮りいたします。請願第3号 平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書提出方請願、産業厚生常任委員会副委員長の報告は採択であります。

副委員長報告のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は副委員長報告のとおり決定いたしました。

◎発議第15号 閉会中の継続審査について

○議長 日程第7、発議第15号 閉会中の継続審査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会において、総務文教常任委員会に付託した、請願第4号 役場新庁舎建設に伴う整備位置の見直しについての請願書。

本請願は、審査未了のため継続審査とされたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第15号 閉会中の継続審査については許可することに決定いたしました。

◎発議第16号 閉会中の所管事務調査について

○議長 日程第8、発議第16号 閉会中の所管事務調査について、これを議題といたします。

お諮りいたします。本案は、各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会においてそれぞれ検討され、申し出があったものであります。これを許可したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第16号 閉会中の所管事務調査については許可することに決定いたしました。

◎日程の追加

○議長 以上をもって全日程を終了いたしました。先ほど日程第6、請願の審査報告について、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める請願について、請願第3号 平成30年産以降の米政策の見直しに関する意見書提出方請願が採択されたことに伴う意見書の提出につい

てを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、議事を進めることに決定いたしました。

ここで議案配付のため暫時休憩いたします。

(午前11時39分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時41分)

◎発議第17号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長 追加日程第1、発議第17号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者橋本欣一君。

(6番 橋本欣一君 登壇)

○6番 発議第17号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成29年9月22日提出。

提出者、賛成者については、記載のとおりでございます。

朗読の上、提出いたします。

地方財政の充実・強化を求める意見書。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興支援と災害への備え、環境対策、地域交通の維持など、拡大するニーズへの対応が迫られる中、求人倍率の上昇などから公共サービスを担う人材確保も困難になってきており、いかに地方財政を確立し地方創生を成し遂げるかが大きな課題となっている。

また、地域住民のニーズや歴史、気候風土を踏まえた自治体運営をすることは、まさに地方自治体を体現するものであり、全国一律でなく地域の特色を発揮した行政が求められている。これを実現するためには、政府立案の地方財政計画における地方交付税をはじめとした

財源が欠かせないものであり、加えて、自治体の基金は、この間の地方の工夫によって将来や不測の事態に備えて準備しているものである。

地域に必要とされる公共サービスを提供するため、平成30年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の充実・強化が求められる。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1 社会保障や環境保全、地域交通確保、人口減対策、東日本大震災避難者対策など、継続・増大する地方自治体の財源需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額を確保すること。

2 特に、子育て支援、医療と介護・福祉の連携を進める「地域包括生活ケアシステム」、生活困窮者対策、介護保険・国民健康保険制度の見直しなど、増加する社会保障ニーズへの対応と人材確保に向けた社会保障予算の確保と地方財政措置を講ずること。

3 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年9月22日。

提出先、内閣総理大臣以下、記載のとおりでございます。

議長名でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎発議第18号 平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の
提出について

○議長 追加日程第2、発議第18号 平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出

について、これを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出者鈴木清左衛門君。

(4番 鈴木清左衛門君 登壇)

○4番 発議第18号でございます。平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、川西町議会会議規則（昭和63年議会会議規則第1号）第14条の規定により提出するものでございます。

平成29年9月22日の提出でございます。

提出者は記載のとおりでございます。

平成30年産以降の米政策の見直しを求める意見書でございます。

朗読をもって説明とさせていただきます。

平成30年産以降の米政策の見直しについては、具体的な仕組みや必要な関連施策等が明らかにされておらず、未だ「平成30年産以降の絵姿が見えない」といった声や「生産調整が不要となる」といった誤解があり、生産現場には不安と動揺が広がっている。

米の需給と価格の安定は、生産者・消費者双方にとって重要であり、平成30年産以降においても国民の主食である主食用米の生産を競争原理に委ねることなく、行政の積極的な関与と指導のもと、すべての産地・生産者・集荷業者等によるオール日本で需給調整に取り組んでいく必要がある。

ついては、米の主産地として下記のとおり強く要望する。

記

1 平成30年以降、農業再生協議会の役割がこれまで以上に重要になると予想されることから、運営費の十分な確保など、農業再生協議会がさらに機能を発揮できるような環境を整備すること。

2 関係団体が一体となって需要に応じた生産に取り組むための全国組織の設置を早急に進めること。

3 水田活用の直接支払交付金について、助成体系や交付単価を維持しうる十分な予算を確保するとともに、恒久的な措置とすること。

また、地域の裁量による活用を可能とすること。

4 平成30年産以降、米の直接支払交付金（7,500円/10a）が廃止されるなかで、需要に応

じた生産とそのことに取り組む農家の所得向上等を実現するために、その財源を水田農業政策の総合的な充実・強化に活用すること。

5 現行のナラシ対策は、趨勢的な価格下落に対応できないことから、発動基準となる標準的収入の最低基準を設定するなど、再生産が可能であり、かつ生産者が先を見通し安心して取り組める仕組みとすること。

また、平成30年産以降も引き続き農業再生協議会の仕組み等を通じて需要に応じた生産に取り組む生産者を対象とするよう、早急に適切な要件を設定すること。

6 作付段階で需要に応じた生産の取り組みを徹底したとしても、豊作等により供給過剰が発生する可能性があるため、米穀周年供給・需給拡大支援事業による長期計画的な販売の取り組みに対する支援の拡充等、出来秋以降の需給調整の仕組みを整備すること。

7 地域の水田農業の維持・発展に向けて、産業政策と車の両輪となる地域政策として日本型直接支払制度を拡充すること。

具体的には、地域維持支払が担い手の所得向上に直接結びつくよう見直すとともに、中山間地域等直接支払制度が条件不利地のコスト差をしっかりと補える交付水準とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年9月22日。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣宛て。

議長名でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長 以上をもって、全日程を終了いたしました。

これをもって、平成29年第3回川西町議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたってのご審議、まことにご苦労さまでした。

なお、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、新庁舎整備特別委員会、広報広聴常任委員会から、閉会中における所管事務調査報告書がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ごらんください。

(午前11時52分)